令和2年度 第5回建築審査会 議案第7号 質問に対する回答

No.	質問	質問に対する回答
1	議案書、既存建築物築年が昭和50年とあります。隣接地で許可し	現在は更地ですが、もともと第4回建築審査会議案第6号の敷地
	た議案第6号の案件では、既存建築物築年が昭和55年とありまし	と今回の申請敷地を合わせた敷地に2棟の一戸建て住宅が建って
	た。もともとは既存建築物が2棟あったのでしょうか。	いました。登記上も別々の住宅であり、解体前に2棟建っていた
	その場合の敷地設定も今回と同様だったのでしょうか。	ことを現地でも確認しております。
2	仮に、もともとは1棟だった場合、2戸に分けて新築する場合の	個別案件では、もともと1棟(1戸)しか建っていない場合に分
	基準は設けていますか。例えば、2戸までとか、敷地面積○○m ²	割しての建築は許可しておりません。既存住宅が共同住宅や長屋
	以上とか。	の場合はもとの戸数までの分割は認めております。
	個別案件の取扱いにある、「既存住宅の建て替えなどやむを得ない	
	案件に限り」とはどのように考えるのでしょうか。	
3	平面図の1階に、「車庫面積 4.68 ㎡」が表現されていますが、こ	自動車を停めたときに一部がバルコニー下に入るため、車庫とし
	こに自家用車を停めるのでしょうか。それとも自転車でしょう	て面積計上されております。
	か。	2階の室名は設計者に聞き取りし、居室としてではなく納戸、衣
	また、2 階平面図には、本来「洋室」と表現すべきところ、「納	裳部屋として使用する旨を確認しております。今回の申請は全体
	戸」とか「衣裳部屋」と表現されている部分があります。そう表	の間取りをみたうえで、一戸建ての住宅として問題ないものと判
	現する理由は何でしょうか。	断しております。
	仮に、採光条件が満たさないという場合であれば、そもそもその	
	ような計画を許可する必要はないと考えますが、いかがでしょう	
	か。	